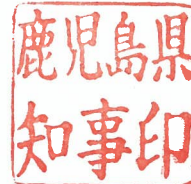


産業廃棄物処分業許可証

住 所 鹿児島県西之表市西之表16950番地1
氏 名 有限会社種子島クリーン産業
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 仁禮正章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 2年12月20日
許可の有効年月日 令和 7年12月19日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類，紙くず，木くず，繊維くず
以上8種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(2) 事業の区分

中間処理（焼却）

産業廃棄物の種類

紙くず，木くず，繊維くず

以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：木くずの破碎施設

設置場所：鹿児島県西之表市西之表字中長谷17760番22

設置年月日：平成12年10月15日

処理能力：440トン/日（移動式）

52.8トン/日（定置式）

許可年月日：平成13年2月1日（木くずの破碎施設：みなし許可）

(2) 施設の種類：紙くず，木くず，繊維くずの焼却施設

設置場所：鹿児島県西之表市西之表字中長谷17760番22

設置年月日：平成16年1月30日

処理能力：179キログラム/時（紙くず）

172キログラム/時（木くず）

190キログラム/時（繊維くず）



(3) 施設の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類の破碎施設

設置場所：鹿児島県西之表市西之表字中長谷17759番 外2筆

設置年月日：平成22年3月10日

処理能力：120トン/日（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）
160トン/日（がれき類）（移動式）

許可年月日：平成22年3月5日

許可番号：廃第4号の10（がれき類の破碎施設）

(4) 施設の種類：廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，紙くず，木くず，繊維くずの破碎施設

設置場所：鹿児島県西之表市西之表字中長谷17759番

設置年月日：平成30年3月1日

処理能力：2.53トン/日（廃プラスチック類）

2.89トン/日（ゴムくず）

1.88トン/日（金属くず）

3.33トン/日（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）

2.00トン/日（紙くず）

3.36トン/日（木くず）

1.80トン/日（繊維くず）

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成12年12月20日	
変更許可	平成16年3月25日	事業の区分に「中間処理（焼却）」を追加 事業の用に供する施設に「紙くず，木くず，繊維くずの焼却施設」を追加
更新許可	平成17年12月20日	
変更許可	平成22年5月10日	事業の区分「中間処理（破碎）」の取り扱う産業廃棄物の種類に「がれき類」を追加 事業の用に供する施設に「がれき類の破碎施設」を追加
更新許可	平成22年12月20日	
更新許可	平成27年12月20日	
変更届出	平成28年6月15日	法人の代表者を「仁禮憲夫」から「仁禮正章」に変更



変更許可	平成30年5月18日	事業の区分「中間処理（破碎）」の取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，紙くず，繊維くず」を追加
		事業の用に供する施設の「がれき類の破碎施設」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類の破碎施設」に変更
		事業の用に供する施設に「廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，紙くず，木くず，繊維くずの破碎施設」を追加
更新許可	令和2年12月20日	

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

